

第 4 4 号議案

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年
亀岡市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するも
のとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例の一部を改正する条例

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年
亀岡市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ
繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 職員の休業の状況

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。